**６５歳以上になられるみなさんへ**

**介護保険料のあらまし**

**○介護保険制度の概要**

介護保険は人口の高齢化に伴う介護問題に適切に対応するため、介護を必要とする方を社会全体で支えることを目的に開始された社会保険制度です。

この制度は、加齢に伴う病気などにより介護を必要とする状態になっても、できる限り自立した日常生活を送ることができるよう、必要なサービスを安心して受けられるようにすることを目的としています。

介護が必要になったとき、安心して介護保険のサービスを受けられるよう、保険料は必ず納めてくださるよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

　介護保険の財源は、介護保険料と公費で半分ずつ負担しています。

　このうち４０～６４歳の人が納める保険料で費用全体の２７％、６５歳以上の人の保険料で２３％をそれぞれ負担し、社会全体で制度を支えるしくみになっています。

|  |  |
| --- | --- |
| 公　　費 | 介護保険料 |
| 国・都道府県・市町村からの公費５０％ | ４０～６４歳の人の保険料で負担２７％ | ６５歳以上の人の保険料で負担２３％ |

**○保険料を納め始めるのは**

　　　　　　　　**４０歳～６４歳**　　　　　　　　　　　　　　**６５歳以上**

健康保険

医療保険分

健康保険

医療保険分

**介護保険分**

**介護保険料**

６５歳になった月（誕生日の前日が属する月）の分から納め始めることになり、健康保険とは別個にご本人様個人で納付することになります。

**○保険料の納め方**

　介護保険料の納付は、基本的に年金からの天引き【特別徴収】ですが、**６５歳になられた直後の方や転入者等につきましては、半年から１年間、納付書等【普通徴収】で納付**していただきます。

　その後、年金が年額１８万円以上の方は年金からの天引き【特別徴収】に切り替わります。（手続き不要・年金機構において対応）

|  |  |
| --- | --- |
| **年金が年額１８万円以上の方** | **６５歳になられた直後の方等（半年から１年間）****年金が年額１８万円未満の方** |
| **特別徴収**で納めます | **普通徴収**（納付書等）で納めます |
| 年金受給の際（年６回）にあらかじめ保険料を天引きして納める方法です。 | 納付書、または口座振替を使用して金融機関やコンビニ、あるいはキャッシュレス決済などで納める方法です。 |
| 保険料は７月に決まるため、４月・６月は仮徴収として、原則、前年度２月分と同額を差し引きます。 | 保険料は７月に決まり、７月から２月までの８期で納めていただきます。（※２月・３月に６５歳になられた方や、転入・所得変更等の方は、上記以外の期別（随時３月・４月）で納付書が交付される場合があります。） |
| 特別徴収【４月年金時】 | 　４月 | 普通徴収【随時４月】（※） |
|  | 　５月 |  |
| 特別徴収【６月年金時】 | 　６月 |  |
|  | 　７月 | 普通徴収　【１期】 |
| 特別徴収【８月年金時】 | 　８月 | 普通徴収　【２期】 |
|  | 　９月 | 普通徴収　【３期】 |
| 特別徴収【１０月年金時】 | １０月 | 普通徴収　【４期】 |
|  | １１月 | 普通徴収　【５期】 |
| 特別徴収【１２月年金時】 | １２月 | 普通徴収　【６期】 |
|  | 　１月 | 普通徴収　【７期】 |
| 特別徴収【２月年金時】 | 　２月 | 普通徴収　【８期】 |
|  | 　３月 | 普通徴収【随時３月】（※） |
| **特別徴収〈年６回〉** |  | **普通徴収〈年８回＋随時〉** |